

官民人材交流に係る各制度(概要)

区分	根拠法令等	概要								備考 (採用等人数)		
		導入時期	概要等	身分	任期	給与	年金	医療	雇用保険			
採用	公務活性化のための民間人材の採用	人事院規則1-24	平成10年4月	公務活性化のための民間人材の採用	国の職員	なし	国が支給	国共済	国共済	適用除外	平成19年度 236人	
	任期を定めた職員	任期付職員法	平成12年11月	一般職の職員(研究業務以外)として専門的知識経験を有する者の採用	国の職員	5年以内	国が支給	国共済	国共済	適用除外	平成19年度 257人	
	任期付研究員	任期付研究員法	平成9年6月	研究業務従事者として専門的知識経験を有する者を採用	国の職員	【招へい型】 原則5年以内(7年又は10年まで可)	国が支給	国共済	国共済	適用除外	平成19年度 19人	
						【若手育成型】 原則3年以内(5年まで可)					平成19年度 27人	
研究プロジェクト	人事院規則8-12	平成4年7月	研究プロジェクト(5年以内)に従事する者の採用	国の職員	研究事業終了まで(5年以内)	国が支給	国共済	国共済	適用除外	平成19年度 0人		
双方向	官民人事交流	官民人事交流法	平成12年3月	国と民間企業の人事交流を通じて組織の活性化と人材育成を図る	交流採用	国の職員(退職型)	原則3年以内(5年まで可)	国が支給	国共済	国共済	適用除外	平成19年 31人
						国の職員(雇用継続型)	原則3年以内(5年まで可)	国が支給	国共済	国共済	適用除外(特例あり)	
					交流派遣	民間企業従業員(国の身分を保有)	原則3年以内(5年まで可)	派遣先企業が支給	国共済	健康保険	適用除外	平成19年 22人
派遣	法科大学院への派遣	法科大学院派遣法	平成16年4月	裁判官、検察官等を法科大学院へ教員として派遣	派遣先の地位を取得(国の身分を保有)	原則3年以内(5年まで可)	派遣先が支給(派遣給あり)	【国立・私 国共済 【公立】 地共済(その場合、期間	【国立】 国共済 【私立】 健康保険、私学 【公立】 地共済	適用除外	平成19年度 33人	
	研究休職	人事院規則1-4	(共同研究休職は昭和61年11月)	職務に関連する学術等の調査・研究・指導のための業務に従事(学校、病院、研究所等)	派遣先の地位を取得(国の身分を保有)	原則3年以内(5年まで可)	派遣先が支給(休職給あり)	国共済	国共済	適用除外	平成19年7月1日現在 休職者数 325人	
退職	退職出向	なし	—	公庫等	公庫等職員	なし	公庫等が支給	国共済	健康保険	適用	平成18年度 3,708人	

注1 上記の他に、研修、啓発として、国の職員が民間企業の業務を体験

2 国共済は、「国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)」を、地共済は、「地方公務員共済組合法(昭和37年法律第152号)」を、私学共済は、「私立学校職員共済組合法(昭和28年法律第245号)」を指す。